平成２１年（フ）第１４１号
岐阜県美濃加茂市加茂野町木野1455番地
債務者　石原　　毅
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第９５号
岐阜県高山市片野町５丁目913番地
債務者　黒木　建雄
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
三重県名張市梅が丘北５番町74番地
債務者　栃本　京子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４６８号
滋賀県栗東市川辺331番地６、前住所京都府城陽市寺田深谷４番地の168
債務者　平瀬　　滿
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３５号
愛知県名古屋市中川区江松５丁目1009番地　ドルチェ201号、申立時の住所兵庫県相生市千尋町19番12号
債務者　額田　美和（旧姓小吹）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３９７号
名古屋市中川区江松５丁目1009番地　ドルチェ201号、従前の住所兵庫県相生市千尋町19番12号
債務者　額田　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４７５号
兵庫県赤穂市加里屋91番地の11
債務者　籠谷　伸策
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４７６号
兵庫県赤穂市加里屋91番地の11
債務者　籠谷　直美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５５４号
兵庫県姫路市神田町１丁目20番地
債務者　富永美津江
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５５５号
兵庫県姫路市千代田町740番地２　姫路西スカイハイツ212号
債務者　中山まゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３０１号
鳥取県鳥取市高住853番地１　岡村アパート
債務者　岩谷　好文
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７２４号
広島市中区千田町１丁目３番11号
債務者　和泉　忠男
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２６号
広島市安佐北区小河原町226番地の62
債務者　神垣　清美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３４号
広島市安佐南区長束２丁目10番９－８号
債務者　立川　真成
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９４号
広島市安佐南区八木３丁目30番１号
債務者　畠堀　昭三
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９５号
広島市安佐南区八木３丁目30番１号
債務者　畠堀　和江
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２２号
広島市安佐北区亀山７丁目19番52―201号
債務者　鈴木　淳哉
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部